

令和6年第5回下呂市議会定例会

提出議案目録

議第89号	財産の取得について（追認）	1
議第90号	下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について	2
議第91号	令和6年度下呂市一般会計補正予算（第7号）	7

議第 89 号

財産の取得について（追認）

次のとおり財産を取得することについて、議会の追認を求める。

- 1 取得する財産 物品（小学校教師用指導書）
- 2 取得価格 25,588,202 円
- 3 取得の相手方 岐阜県下呂市森 147 番地 1
有限会社 喜久屋商店
代表取締役 中川 泰弘
- 4 取得の理由 小学校の教科用図書の改訂に伴い、教師用指導書を更新するもの。

令和 6 年 9 月 30 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

小学校教師用指導書の取得については、予定価格が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定する「議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ」に該当するため、議会の議決を経て取得すべきところ、これを経ずに取得したため、議会の追認を求めるもの。

議第 90 号

下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 30 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 259 号）の公布に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

下呂市福祉医療費助成条例（平成16年下呂市条例第79号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「子ども」、「重度心身障がい者」、「母子家庭等の母及び児童」、及び「父子家庭の父及び児童」（以下「福祉医療費助成対象者」という。）とは、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 母子家庭等の母及び児童 前号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子のうち、18歳未満の児童（満18歳に達する日以後における最初の3月31日以前の者をいう。以下同じ。）を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童並びに同法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち18歳未満の者で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 18歳未満の児童を扶養している母又は養育者（母がない場合又は母が扶養しない場合において、18歳未満の児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。以下この号において同じ。）の前年の所得（1月から10月までの間に受ける母子医療費については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」とい</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「子ども」、「重度心身障がい者」、「母子家庭等の母及び児童」、及び「父子家庭の父及び児童」（以下「福祉医療費助成対象者」という。）とは、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 母子家庭等の母及び児童 前号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子のうち、18歳未満の児童（満18歳に達する日以後における最初の3月31日以前の者をいう。以下同じ。）を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童並びに同法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち18歳未満の者で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 18歳未満の児童を扶養している母又は養育者（母がない場合又は母が扶養しない場合において、18歳未満の児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。以下この号において同じ。）の前年の所得（1月から10月までの間に受ける母子医療費については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」とい</p>

改正後	改正前
<p>う。)第2条の4第2項に定める額(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条第1項に規定する児童の養育者にあつては、<u>施行令第2条の4第6項</u>に定める額)未満であり、かつ、18歳未満の児童を扶養している母又は養育者の配偶者及び扶養義務者(当該母と生計を同じくする者又は当該養育者の生計を維持する者に限る。)の前年の所得が、<u>施行令第2条の4第7項</u>に定める額未満であるとき。</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>(4) 父子家庭の父及び児童 前2号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子のうち、18歳未満の児童を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 18歳未満の児童を扶養している父の前年の所得(1月から10月までの間に受ける父子医療費については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が<u>施行令第2条の4第2項</u>に定める額未満であり、かつ、18歳未満の児童を扶養している父の配偶者及び扶養義務者(当該父と生計を同じくする者に限る。)の前年の所得が<u>施行令第2条の4第7項</u>に定める額未満であるとき。</p> <p>イ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>う。)第2条の4第2項に定める額(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条第1項に規定する児童の養育者にあつては、<u>施行令第2条の4第7項</u>に定める額)未満であり、かつ、18歳未満の児童を扶養している母又は養育者の配偶者及び扶養義務者(当該母と生計を同じくする者又は当該養育者の生計を維持する者に限る。)の前年の所得が、<u>施行令第2条の4第8項</u>に定める額未満であるとき。</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>(4) 父子家庭の父及び児童 前2号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子のうち、18歳未満の児童を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 18歳未満の児童を扶養している父の前年の所得(1月から10月までの間に受ける父子医療費については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が<u>施行令第2条の4第2項</u>に定める額未満であり、かつ、18歳未満の児童を扶養している父の配偶者及び扶養義務者(当該父と生計を同じくする者に限る。)の前年の所得が<u>施行令第2条の4第8項</u>に定める額未満であるとき。</p> <p>イ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、令和6年11月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）の公布に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 政府による異次元の少子化対策の支援策として、ひとり親世帯などに支給する児童扶養手当を拡充するため児童扶養手当法施行令が改正され、それに伴い児童扶養手当法施行令に条項のズレが生じたことにより、関係条文を改めます。

（第2条関係）

- (2) この条例は、令和6年11月1日から施行します。

（附則関係）

議第91号

令和6年度下呂市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度下呂市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,044千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,610,991千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月30日提出

下呂市長 山内 登

【第1表】

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		2,360,921	524	2,361,445
	01. 国庫負担金	908,717	524	909,241
16. 県支出金		1,354,284	262	1,354,546
	01. 県負担金	467,920	262	468,182
19. 繰入金		1,501,628	8,000	1,509,628
	01. 基金繰入金	1,436,993	8,000	1,444,993
21. 諸収入		709,207	258	709,465
	05. 雑入	406,606	258	406,864
歳入	合計	24,601,947	9,044	24,610,991

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
03. 民生費		5,520,817	450	5,521,267
	02. 児童福祉費	2,074,949	450	2,075,399
04. 衛生費		3,468,750	7,106	3,475,856
	01. 保健衛生費	1,282,368	7,106	1,289,474
10. 教育費		1,815,102	1,394	1,816,496
	03. 中学校費	288,187	1,394	289,581
14. 予備費		41,124	94	41,218
	01. 予備費	41,124	94	41,218
歳出	合計	24,601,947	9,044	24,610,991

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	2,360,921	524	2,361,445
16. 県支出金	1,354,284	262	1,354,546
19. 繰入金	1,501,628	8,000	1,509,628
21. 諸収入	709,207	258	709,465
歳入合計	24,601,947	9,044	24,610,991

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
03. 民生費	5,520,817	450	5,521,267				450
04. 衛生費	3,468,750	7,106	3,475,856	786		258	6,062
10. 教育費	1,815,102	1,394	1,816,496				1,394
14. 予備費	41,124	94	41,218				94
歳出合計	24,601,947	9,044	24,610,991	786		258	8,000

歳入・歳出【総括】

歳入【国庫支出金】【県支出金】【繰入金】【諸収入】

2 歳入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 01. 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
02. 衛生費国庫負担金	845	524	1,369	01. 保健衛生費負担金	524	養育医療給付国庫負担金
計	908,717	524	909,241			

(款) 16. 県支出金

(項) 01. 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
02. 衛生費県負担金	515	262	777	01. 保健衛生費負担金	262	養育医療給付負担金
計	467,920	262	468,182			

(款) 19. 繰入金

(項) 01. 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01. 基金繰入金	1,436,993	8,000	1,444,993	01. 基金繰入金	8,000	財政調整基金繰入金
計	1,436,993	8,000	1,444,993			

(款) 21. 諸収入

(項) 05. 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01. 雑入	406,606	258	406,864	03. 衛生雑入	258	養育医療自己負担金
計	406,606	258	406,864			

3 歳出

(款) 03. 民生費

(項) 02. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
05. 児童福祉施設費	90,508	450	90,958				450	18. 負担金補助及び交付金補助金	450	ファミリーサポートセンター事業 負担金補助及び交付金補助金 ファミリーサポートセンター利用補助金
計	2,074,949	450	2,075,399				450			

(款) 04. 衛生費

(項) 01. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
07. 母子衛生費	25,968	1,308	27,276	786		258	264	19. 扶助費 医療費	1,308	未熟児養育医療給付事業 扶助費 医療費
				786		258	264			
				<国庫支出金 524>		<諸収入 258>				
				<県支出金 262>						
09. 保健衛生施設費	48,266	5,798	54,064				5,798	14. 工事請負費 施設維持工事	5,798	しみずの湯維持補修費 工事請負費 施設維持工事
計	1,282,368	7,106	1,289,474	786		258	6,062			

歳出【民生費】 【衛生費】

歳出【教育費】【予備費】

(款) 10. 教育費

(項) 03. 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
01. 学校管理費	199,722	1,394	201,116				1,394	12. 委託料	1,394	
							1,394	測量設計等委託料	1,394	中学校屋内運動場改修事業 委託料 測量設計等委託料
計	288,187	1,394	289,581				1,394			

(款) 14. 予備費

(項) 01. 予備費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
01. 予備費	41,124	94	41,218				94			
							94			予備費
計	41,124	94	41,218				94			